

第307回ILO理事会について

【会期・場所】平成22年3月11日（木）～26日（金） スイス・ジュネーブ

【主な出席者】政府側：村木総括審議官ほか

労働者側：中嶋連合国際顧問（ILO理事）

使用者側：鈴木日本経団連国際協力センター参与（ILO理事）ほか

【主な委員会と議題】

1. 本会議

- ・ 来年の総会議題の選考が行われたが、「基準設定(昨年総会の危機対応の議論のフォローアップ)」、「グローバル・サプライチェーン」及び「若年者の起業家精神」に支持が分かれ、結論が出なかった。6月の理事会で再度議論されることとなった。
- ・ 昨年9月に我が国の男女の賃金格差に関してILO第100号条約（同一報酬）に違反するとして、全石油昭和シェル労働組合から憲章第24条に基づく申立てが提出され、検討の結果、当該案件の受理可能性が認められ、審査委員会が設置されることとなった。
- ・ ミャンマーの強制労働問題案件について、政労使から、ILOとミャンマー政府間の補足的了解の延長、児童兵徴兵関係者の処罰、啓発活動の実施については評価する一方、苦情を申し立てた者への嫌がらせ・投獄、結社の自由の欠如等への懸念が表明されるなど、状況の改善を求める発言が行われた。

2. 計画・財政・管理委員会(PFA)

- ・ 2008-09年期予算に生じた為替差益（約30百万スイスフラン）の取扱いについて議論が行われた。本来ならば財政規則に基づいて加盟国の分担金の減額に充てられるものであるが、今回は特例として当該為替差益全額を本部ビル改修経費に充てるための基金への繰入を求める事務局から提案があり、この提案に対して先進国から支持しない旨の発言が相次いだ。結局、事務局原案は大幅に修正され、ビル改修に伴うリスク評価を含んだ包括的な計画等が事務局により策定され、それが来年3月の理事会において承認されることを条件として、為替差益の半額（約15百万スイスフラン）をビル改修基金に繰り入れることが決定された。
- ・ 2011年予算における各国の分担率が採択された。国連分担率の改訂を踏まえた分担率の算出が行われ、我が国の分担率は12.535%となった（2010年は16.631%）。

3. 法令問題及び国際労働基準委員会(LILS)

- ・ ILO条約に関して有権解釈を行う独自機関の設置の可否等について非公式協議が行われた。設置について前向きな意見も見られたが、条約勧告適用専門家委員会などの既存の条約遵守状況の監視機構に悪影響を与えるのではないかと、条約批准の妨げとなるのではないかと多くの懸念も表明された。結論として、今後も非公式協議を続けていくこととされた。

4. 理事会及び総会の機能に係る作業部会(WP/GBC)

- ・ 理事会改革に係る議論が行われた。事務局から、①現在の委員会一本会議の構造を維持しつつも委員会及び本会議それぞれのあり方を改変するアプローチ及び②委員会一本会議の構造を廃し本会議のみにするアプローチが示されたが、このいずれかを採用するという結論を導くことはできず、非公式協議を行うこととなった。議題設定のあり方の改善、討議資料へのサマリーの添付、政府サイドへの事務局の支援機能強化についてはコンセンサスが得られた。